

調停申立ての際の注意事項

1 調停の申立て

(1) 管轄

調停を申し立てるためには、申立書を作成して家庭裁判所に提出する必要があります。原則として、相手方が実際に居住している地域にある家庭裁判所に申し立てます。詳しいことはその地域の家庭裁判所にお尋ねください(なお、広島家庭裁判所本庁に申立てをすることができるのは、相手方が、広島市全区、廿日市市、東広島市、大竹市、安芸高田市のうち八千代支所の所管区域、三原市のうち大和支所の所管区域、安芸郡、山県郡に住んでいる場合です。)

(2) 添付書類

申立てのためには、原則として、次のアからオが必要です。

ア 申立書(申立人の認印が必要です。)及びそのコピー(コピーはご自身で準備してください。)

※複写式の申立用紙を使用する場合は、1枚目と2枚目をご提出ください。3枚目は控えとしてお手元にお持ちください。

イ 事情説明書, 進行に関する照会回答書, 送達場所等届出書(コピーは不要です。)

ウ 収入印紙(1200円分)

エ 郵便切手

140円切手×(相手方数)枚, 84円切手×6枚, 10円切手×6枚

※ 手続の進行に応じて、郵便切手の追加をお願いする場合があります。

オ その他参考資料

2 申立書に記入する内容

申立書には申立ての趣旨と理由を記入していただくことになります。

(1) 申立ての趣旨

申立ての趣旨には、次のようなものがあります。

ア 離婚後の紛争調整

イ 財産分与

ウ 親族間の紛争(親族間で起こっているいろいろなもめ事)

エ 慰謝料請求

オ 遺留分減殺請求

このほかの内容もありますので、不明な点は受付担当者までお尋ねください。

(2) 申立ての理由

申立ての理由には主に次のような内容を簡潔に記載してください。

ア 申立人と相手方の身分関係

イ 今までの経緯

ウ 調停で話し合いたい内容

申立書はコピーを相手方に送りますので、記載内容には注意してください。

問い合わせ先

〒730-0012

広島市中区上八丁堀1-6

広島家庭裁判所受付係

082-228-0561